

学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証【②民間事業者対象】 Q & A

令和5年2月22日現在

No.	事項	質問	回答
1	総論①	「いじめの相談から解決まで取り組む」とのことですが、「解決」とはどのようなイメージですか。	例えば、相談者の意向が「学校に戻りたい」という場合、相談を受け付けて、教育委員会・学校に連絡をするだけでは不十分と考えています。つないだ後、どのような対応をしたか経過観察を行い、必要に応じ首長部局が教育委員会とも連携して取り組んでいくなどの対応が必要と考えています。 なお、解決に向けた取組の具体事例としては、 ・相談員を配置し、当事者等から聞き取り調査を行う ・児童相談所や警察など関係機関との調整を行う ・他機関と連携して、被害を受けた児童生徒への支援を行う などが考えられますが、必ずしもこれに拠る必要はありません。 首長部局等の対応の結果、いじめ行為がやんでいる状態が一定期間経過し、相談者が心身の苦痛を受けていない状態を目指しています。
2	総論②	先行事例はありますか。	一部の自治体では、首長部局にいじめ対応の専門部署を設置し、いじめの初期段階から、被害者、加害者、保護者に対し、ケースワーカーや弁護士等の専門家が積極的に関与し、メンバーの専門性を生かして早期解決を図る取組があります。 また、別の自治体では、法律等の専門的助言が欲しい、学校や親に知られたくないといったニーズを踏まえ、首長部局にいじめ相談専用窓口を設置し、法律、福祉、医療等の観点から対応が必要な方に迅速に対処し、相談者の学校訪問に同行したり、教育委員会へ情報提供するといった調整活動を行い、単なる窓口業務に終わらない対応を行っています。
3	委託対象	「いじめ対策に専門的な知見を有する民間事業者」とは、どのような団体を想定していますか。（「専門的な知見」とは、何を以て判断するのでしょうか）	いじめ対策に専門的な知見を有する研究機関等を想定しています。なお、「専門的な知見」とは、例えば自治体の第三者調査委員の経験がある研究者が属するとか、いじめ防止対策の分野で一定の実績（成果）が認められ、その成果を導入している自治体があるなどが考えられます。
4	委託対象経費①	「②実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成」業務では、どういった経費が対象になりますか。	業務の実施に要する経費（専門家等の人件費、諸謝金、旅費、借損料（システム使用料等も含む。）、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費）等を想定しています。 ※対象外経費（土地代、外国旅費） ※審査の際に積算内容は確認し、不適切と思われる内容には確認や意見する場合もあり得ます

No.	事項	質問	回答
5	委託対象経費②	民間事業者が(伴走支援や専門的助言等で)実証地域に行くための旅費はどこが負担するのですか。	原則、民間事業者側の負担と考えています。ただし、(実証地域の強い要請により赴く場合など)実証地域との協議により、実証地域側が負担する場合もあり得ると考えます。 (※いずれにしても、二重払いとならないよう、ご留意願います)
6	研修コンテンツ	「いじめ対応(首長部局職員向け)研修コンテンツ」はどのような媒体ですか。また、その分量はどの程度を想定していますか。	こども家庭庁のHPIにも掲載できるようなリーフレットや短い動画などのコンテンツが考えられます。分量については特段指定はしませんが、いじめ問題に新規に取り組む自治体(首長部局)職員向けになりますので、分かりやすいものがよく、相当に詳細で長い内容は想定していません。
7	成果物①	自治体向け事業と民間事業者向け事業の成果物の棲み分けはどのようなイメージでしょうか。	民間事業者が、実証地域の伴走支援・専門的助言等を積み重ねていく中で得たエビデンス等に基づいて、汎用化モデルを構築していただくイメージです。 また、国の委託事業としては、一般的な報告書もそれぞれご提出いただきます。
8	成果物②	成果物における汎用モデルと実施完了報告書の棲み分けは、どのようなイメージですか。	報告書は後ほど様式を示す可能性もありますが、契約期間中における助言・支援の内容や経費の内訳など、事業全般の報告書(より行政的な内容)になります。
9	「実証地域(自治体の首長部局)での開発・実証」業務について①	自治体向け事業はどのような内容ですか。	(学校における対応のほか)に首長部局において、専門家の活用等により、いじめの相談から解決まで取り組む手法等に対し、モデル事業として開発・実証経費を委託します。開発・実証のイメージとしては、 ・単なる相談窓口に残らず、首長部局がいじめ解消までを目指す取組であること ・児童福祉担当部局など関係部局・関係機関との連携を行うこと ・いじめに関するアンケートや相談対応において、ICT等を活用するなど、効果的・効率的な手法の検討を行うこと などを想定しています。
10	「実証地域(自治体の首長部局)での開発・実証」業務について②	申請は福祉担当部局でもいいのですか。	首長部局が主体であれば、児童福祉担当部局でもこども政策担当部局でも構いません。なお、今回教育委員会からの申請は対象外ですが、連携して事業に取り組んでいただくことは問題ありません。
11	「実証地域(自治体の首長部局)での開発・実証」業務について③	開発・実証事業の「開発」とは、ICTを活用した取組のイメージでしょうか。	アプリ等を開発するといった意味ではなく、自治体がいじめの解消に向けた手法のモデルケースを開発する、という意味です。